

郵便往復はがき(往信)



---

<発送元> 厚生労働省 医政局  
地域医療計画課 外来・在宅医療対策室

<調査実施機関・お問い合わせ先>

病床・外来機能報告事務局

住所：〒103-0027

中央区日本橋3-13-5 KDX 日本橋313ビル5階 SRC 内

電話：0120-989-873 (フリーコール)

[平日9:00~17:00受付(5月22日まで)]

外来機能報告を行うご意向

あり

文字を○で囲んでください。

- ※ 右下の管理番号にて送付先医療機関を把握しておりますので、  
貴院名等の記載は不要です。
- ※ 外来機能報告を行うご意向がない場合、返信の必要はありません。

50001

郵便往復はがき(返信)

103-8790

915

料金受取人払郵便

日本橋局  
承認

2352

差出有効期間

2023年6月

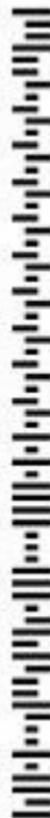
30日まで

(切手不要)

\*ご協力ありがとうございます。  
切手を貼らずにご投函下さい。

病床・外来機能報告 事務局 行

(受取人)  
東京都中央区日本橋3丁目13-5  
KDX日本橋313ビル5階 SRC内



## 厚生労働省からのお知らせ ～令和5年度外来機能報告制度について～

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年5月に医療法が改正され、地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、令和4年度から外来機能報告制度が始まりました。

(外来機能報告制度について詳しく知りたい方はこちら)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00009.html)



報告の対象は、病院、有床診療所ですが、無床診療所のみなさまも、ご意向があれば外来機能報告を行うことが可能(※)です。

(※) 厚生労働省から外来機能報告を行う医療機関に関係資料をお送りする必要があるため、予め、報告のご意向確認を実施しています。

つきましては、令和5年度の外来機能報告を行うご意向がある場合は、返信はがきをご確認の上、

令和5年5月22日(月)(必着)までに返送いただくようお願いいたします。